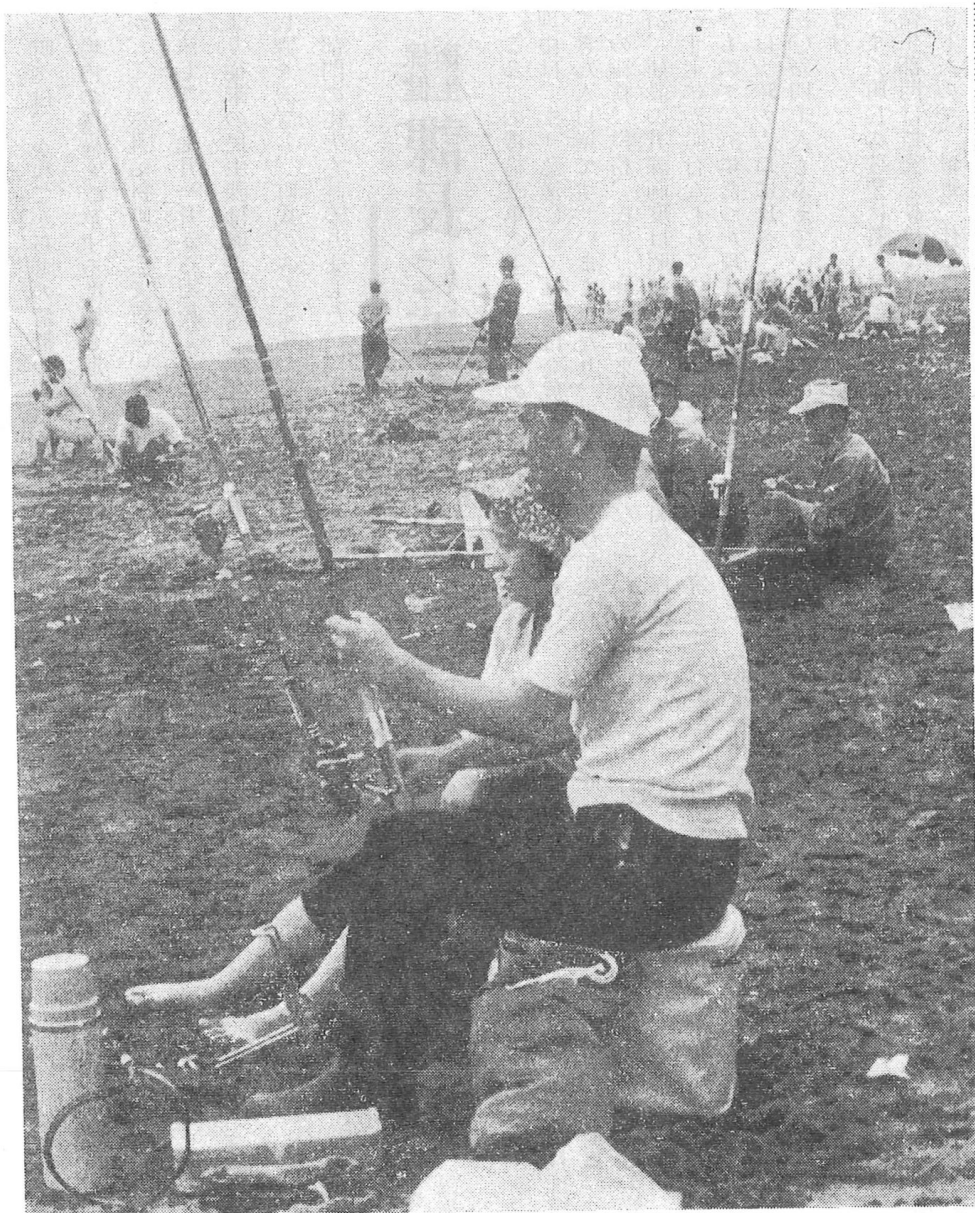


# にのみや

## 広報



### 白ぎす釣り大会

最近の釣りブームはすさまじい。去る2日、町観光協会（会長古沢新）は町民のリクリエーションのために、白ギス釣り大会を催したが、他の団体の釣り大会とも重なって二宮海岸延々2kmに約2,000人の太公望たちが長だの列、そのためか、魚信はあまりよくなかったと語る。

一般の部では市川勇氏（梅沢）が450gで優賞、町長杯を受けた。また子どもの部伊藤浩二（団地）150g、婦人の部、天野節子（下浜）150g、老人の部、野谷金次郎（越地）120gの方々がそれぞれ優賞した。

### 町の人口

（6月1日現在）

|     |         |
|-----|---------|
| 総人口 | 18,259人 |
| 男   | 9,097   |
| 女   | 9,162   |
| 世帯数 | 4,511   |

発行日／昭和42年7月15日  
発行所／神奈川県二宮町役場  
TEL／二宮 (0463)7-0767  
印刷所／㈱池田印刷所

# 7月

No.71

### 主な内容

#### ■ 特別企画

#### 役場の機構を改革……2

…保健衛生課長に坂本章二、秋沢経済課長は退職

#### 交通安全運動の結果……3

…町議会も街頭に進出して、対策を検討

総合計画はじまる ……3

41年度の財政公表 ……4

青少年の非行防止 ……5

印紙税法の改正 ……5

増加率は県最高 ……7

議会だより（6月定例会）…3

町税条例を一部改正………3

電話回線を増設………7

海水浴のシーズン………7

■季節だより………6～7

■広報メモ………8

# 役場の機構を改革

## 住民課、保健衛生課を新設!!

町では、かねてから町の情勢の変化に応じて役場内の機構を改革する準備を進めていましたが、この六月定例町議会で新しい課設置条例を可決して、七月一月から実施しました。これにより従来の民生課は廃止して、保健衛生課と住民課を設置し、町民のみなさまへの窓口サービス部門の充実を計かりました。

### 保健課長に坂本章二

こんどの機構改革の主な理由は、まず急激にふくれてきた人口増です。いままでの総務、税務、民生、経済、建設の五課制度は昭和三十七年から行なわれてきたもので、五年たつた現在では当時の人口に比べ、約三〇%四千人もふえています。

この結果、従来の民生課は発展的に解消することになり、社会福祉及び年金と従来総務課で行なっていた戸籍、住民登録関係、経済課に所属していた配給等を併合して、名称も住民課と改め、新たに発足することになりました。課長は前民生課長の田中市太郎です。

また町民の要望に答えて衛生部門は拡充を続けてきましたので、最近、仕事量が非常にふえ、保健衛生関係専門の課設置が必要になつてきたことです。そこで従来民生課に所属していた衛生部門と国民健康保険を切り離して独立させ、保健衛生課を設置することにしました。

これにより窓口部門の一本化がはかられ、町民のみなさまの窓口での煩雑さが緩和されることになり、具体的にはこの機構改革によりどう変つたか。各課の分掌事務で説明します。

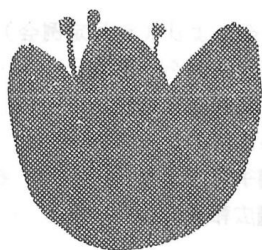
|                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                             |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>統計調査、広報<br/>交通、美化など</p> <p>【税務課】<br/>税務係：町税賦課、固定資産税の評価、その他<br/>徴収係：徴収、督促、滞納処分など</p> <p>【住民課】<br/>住民係：戸籍住民登録、理火葬許可、配給、印鑑登録証明、受付など<br/>福祉係：諸福祉、生活保護、保育所、被災者救済、募金心配ごと相談、青少年問題など<br/>年金係：国民年金<br/>【保健衛生課】<br/>保険係：国民健康保険、</p> | <p>保険税の賦課徴収など</p> <p>衛生係：し尿、じんかい処理、予防接種、母子保健衛生、環境衛生など</p> <p>【経済課】<br/>農政係：農林、水産、畜産関係、土地改良、農業共済等<br/>商工観光係：商工業関係公害、観光など</p> <p>【建設課】<br/>監理係：都市計画、土地区画整理事業、用地買収、補償道路等の管理、その他<br/>工務係：道路、橋りょう新設改良、土木事業など</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 秋沢 経 済課長は退職

こんどの機構改革に伴つて退職者一名を含む四十二名の人事異動が行なわれました。ここでは主事（事務吏員）以上の異動をお知らせします。

○退職（一）内は前所属  
秋沢 忠孝（経済課長）  
○昇任  
議会事務局 尾上 正次（民生課）保健衛生課長  
坂本章二（民生課）

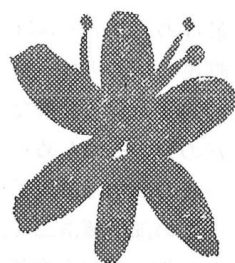
○異動  
経済課長 脇 篤（議会事務局）住民課長 田中市太郎（民生課）  
【住民課】共同作業所 五島金太郎（民生課）五島静江（同）齊藤佳之（総務課）  
鈴木 正（民生課）橘川佐智子（税務課）  
【保健衛生課】池田啓介（税務課）田中竹男（民生課）  
【税務課】石川勇（経済課）議会事務局：添田米美（総務課）



● 美化運動に参加しよう ●

毎月1日は美化の日

～ 二宮町美化運動実施本部 ～



# 総合計画 準備はじまる

## 10年先、町の未来像

市町村の総合計画が言われ出して数年になります。町でも、いよいよ総合計画を作ることになりました。

既に諮問機関としての総合計画審議会設置の準備も行なわれ、十年先を目標とした計画策定が、近く始められようとしています。

総合計画はなぜ必要か

団地の造成以来、町は急激な人口増を続け、それにつれて社会や経済など、いろいろな情勢が大きく変わろうとしています。また、

西相バイパス、小田原厚木線、県道の付けかえなど、町の様子は次々変わつていきますので、町民のみならず町の行政に対する要望や期待もだんだん大きくふくれあがつていきます。

しかし、町には限られた予算しかありませんので、みなさまのこうしたいろいろな要望や期待にこたえていくためには、どうしても長い目でみた、そして総合的な立場に立つた計画を立てて、これによつた行政のあり方が何より必要になつてくるのです。

どのようにして作るか

総合計画は、およそ十年先を目標として作るのが普通です。

町の現状をよく調査し、これを科学的に分析したり診断したりして、十年先町をどのような姿にしたらいのか、どのような方向に進んでいくべきか、またどんな問題を解決しなければならぬのかなどよく考えて、町の未来像として作りだすのです。

もちろん、町民のみならずの考えを十分尊重しなければなりません。と同時に隣接の市町村の意見も聞き、国や県の方針なども十分考慮したうえで、ほんとうに町の実状に合った計画が作られることとなります。

具体的にどんなことか

総合計画を作るうえに最も基本となるのは人口問題で、過去の人口の推移から十年先にはどうなるか推計します。産業構造も大切です。つまり町民がどんな仕事に従事するのかということです。また土地の利用計画も基本となります。

これら三つを基本にして具体的な計画を立てます。

——生活環境と—— わたくし福祉の向上—— たちが生活するうえに最も大切なのはその環境と福祉の問題です

このテーマでとりあげるのは、住宅問題、都市計画道路交通、通信施設、民生関係、環境や保健衛生、火災や災害に対する防災計画など広範囲にわたります。

——教育や文化—— 現代社会の向上計画—— で教育の占めるウエイトは大変高い。そこでこのテーマでは、

幼児教育、小中学の義務教育水準の向上、高校教育、スポーツ施設など含めた社会教育はどうするかなど。

——産業振興は—— また産業—— どうするか—— 面では、町の立地条件を十分生かして農、工、商業など、土地利用計画と合わせ考えます。

地方税法の一部改正により、町税条例の改正が行なわれました。この改正で、個人町税と法人町税の改正点

は次のようになります。なお個人町税の改正は四十二年度分から、法人の町税改正は四十二年六月一日以降に終了する事業年度分から適用されます。

▼障害者などの非課税範囲の拡大  
障害者、未成年者、老年者また寡婦は前年中の所得が二十四万円まで非課税でしたが、二十六万円までに引き上げられました。

### 町税条例の一部改正

#### 控除額など引きあげ

▼法人等の均等割額の引きあげ  
資本金または出資金額が千万円をこえる法人は年額四千円、それ以外の法人は年額二千四百円に納付されます。

▼その他、本年一月～三月の間に退職手当などで所得割額を納付し勤続年数十一年以上の方は、過納分が還付されます。

▼控除額の引きあげ  
扶養控除（配偶者が五万円をこえる所得がある場合の第一人目）は七万円（一万円アップ）です。専従者控除、青色申告者は十二万円（二万円アップ）、白色申告者は八万円（二万円アップ）です。

### 議会メモ



6月定例町議会（会期6月19日～23日）で審議された議案とその結果を簡単にお知らせします。

⑮専決処分事項の報告…内容は42年1月29日執行衆院選及び同2月12日執行参院補選に伴う41年度予算の補正で、5万2千円の増一原可

⑯町税の減免…夫死亡等の生活困窮者3件に対する減免一原可

⑰町課設置条例の制定…内容の詳細は別掲のとおりですが、32年に制定した旧課設置条例を廃止して新しく作つたもの一原可

⑱町職員定数条例の一部改正…町長部局の定数が73名から80名となり、一方教育委員会が21名から19名に減少し合計で5名の増、104名となつた一原可

⑳町税条例の一部改正…内容については別掲のとおり一原可

㉑町一般会計補正予算…歳入歳出共に1,091千円を追加し、予算総額を214,910千円とした一原可

## 福祉年金の定時届をすませよう

—— 年金に そろつて

加入 笑顔の老後 ——

注意

6月中に届けをしないと9月分がもらえません





# 前年度より大巾に上昇

## 42年度3月末現在の公表

### 予算の執行状況

### 41年度は起債なし

昭和四十一年度一般会計の三月末における財政状況を表等によりお知らせします。

四十一年度下半期に於ける一般会計歳入歳出予算は年度最終の三月補正で、四百九十七千円が追加され、総額では一億九千七百十四万二千円となっています。

また、四十一年度会計では、起債はありません。

現計予算に対する支出状況は、全体で八八、二％で、前年度の六五、七％に比べ、大巾に上昇しました。

しかし、国保会計繰出金二百五十一万円、農業構造

改善事業補助金七百六十六万円、防火水そう新設補習工事費四十九万円、道路改良維持工事費百五十六万一千円などが、予算未執行分として残っています。

そのため、民生費、農林水産業費、消防費の支出割合が九〇％を割り、全体の支出状況は八〇％台にとどまりました。

歳入 歳入でも、前年度の七九、一％の収入割合に対し、九一、一％と非常に好成績でありました。

しかし、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入の収入状況が悪く、国庫支出金では消防自動車購入補助金五十七万円、措置児童費

■ 歳入予算の執行状況

| 科 目       | 当初予算額<br>千円 | 現計予算額<br>千円 | 収入済額<br>千円 | 収入割合<br>% |
|-----------|-------------|-------------|------------|-----------|
| 町 税       | 96,098      | 103,529     | 100,669    | 97.2      |
| 娯楽施設利用税   | 1           | 701         | 647        | 92.2      |
| 臨時地方特例交付金 | 1,400       | 3,007       | 3,007      | 100.0     |
| 地方交付税     | 10,000      | 21,780      | 21,790     | 100.0     |
| 分担金・負担金   | 1,187       | 1,187       | 1,070      | 90.1      |
| 使用料及び手数料  | 6,267       | 6,071       | 6,162      | 101.4     |
| 国庫支出金     | 4,009       | 5,008       | 2,739      | 54.7      |
| 県支出金      | 23,011      | 31,631      | 20,368     | 64.4      |
| 財産収入      | 694         | 905         | 920        | 101.7     |
| 寄附金       | 1,350       | 4,200       | 4,029      | 95.9      |
| 繰入金       | 1,762       | 6,817       | 1,818      | 25.6      |
| 繰越金       | 2,800       | 72,793      | 72,337     | 99.5      |
| 繰上金       | 7,121       | 4,598       | 3,309      | 71.9      |
| 合 計       | 155,700     | 262,227     | 238,865    | 91.1      |

■ 歳出予算の執行状況

| 科 目         | 当初予算額<br>千円 | 現計予算額<br>千円 | 支出済額<br>千円 | 支出割合<br>% |
|-------------|-------------|-------------|------------|-----------|
| 議 会 費       | 8,007       | 8,002       | 7,666      | 95.8      |
| 総 務 費       | 33,222      | 38,338      | 35,928     | 93.7      |
| 民 生 費       | 12,352      | 15,708      | 11,890     | 75.7      |
| 衛 生 費       | 22,246      | 28,835      | 26,471     | 91.8      |
| 労働 費        | 5,981       | 3,444       | 3,135      | 91.0      |
| 農 林 水 産 業 費 | 21,871      | 27,583      | 18,416     | 66.7      |
| 商 工 費       | 1,721       | 1,721       | 1,602      | 93.1      |
| 土 木 費       | 15,522      | 44,123      | 40,442     | 91.6      |
| 消 防 費       | 6,818       | 9,363       | 7,581      | 80.9      |
| 教 育 費       | 20,831      | 76,329      | 70,203     | 91.9      |
| 災 害 復 旧 費   | 20          | 2,798       | 2,630      | 94.0      |
| 公 債 費       | 5,583       | 5,464       | 5,463      | 99.9      |
| 予 備 費       | 1,526       | 519         | —          | —         |
| 合 計         | 155,700     | 262,227     | 231,427    | 88.2      |

## 財政状況



41年度農業構造改善事業で整備された一色西部の農道

### 財算の現在高

| 区 分    | 土 地                        | 建 物                          |
|--------|----------------------------|------------------------------|
| 行政機関   | — <sup>m<sup>2</sup></sup> | 458 <sup>m<sup>2</sup></sup> |
| 本庁舎    | 33                         | 310                          |
| 消防施設   | 4,570                      | 469                          |
| その他の施設 | —                          | —                            |
| 公財     | 46,087                     | 11,080                       |
| 共用産    | 6,637                      | 1,266                        |
| 学 校    | —                          | 336                          |
| その他の施設 | 1,792                      | 183                          |
| 警察駐在施設 | 59,119                     | 14,102                       |
| そ の 他  | —                          | —                            |
| 合 計    | —                          | —                            |

## 全文改正された印紙税法 7月1日から適用

印紙税法は明治32年から施行され、わたくしたちの日常生活に深いつながりのある税金ですが、このたび全面的に改正され7月1日から適用されました。

改正された主な点は、

### ▶収入印紙をはらなければならない文書

明細は下表のとおりですが、この改正で、従来印紙をはつていた文書で、はらなくてもよくなつたものの主なものは、株式申込書、社債申込書、雇用または定期金の申込書、無尽証書、組合契約書、物品の寄託証書、物品の受取書、遺産分割協議書、債務残高証明書、品質保証書、身元保証書などです。

### ▶免税点、税率

従来のもものは12年前に定めら

れたもので、現在の所得や物価水準などに合うように、免税点は約3倍、税率は約2倍に引きあげられました。

例えば、金銭の受取書は従来3,000円以上10円でしたが、免税点の引きあげで1万円未満は不用となり、その代り税率の引きあげで、1万円以上については20円の収入印紙をはらなければならなくなりました。

### ▶納付方法と過怠税

納税義務者は、課税される文書の作成者ですが、印紙をはり消印するという納税方法のほか大量に作成する場合は申告納税の方法もあります。なお、はり忘れますと過怠税がかかりますのでご注意ください。

### 印紙税額一覧表 (42.7.1以後適用)

|                                                         |         |                                                  |
|---------------------------------------------------------|---------|--------------------------------------------------|
| 1. 不動産の売買契約書、無体財産権の譲渡契約書、消費貸借の契約書、運送の契約書など<br>記載金額のないもの | 50円     | 券面金額 600円未満 非課税                                  |
| “ 10万円以下                                                | 50円     | 5. 株券、出資証券、社債券など<br>券面金額 100万円未満 20円             |
| “ 50万円 “                                                | 200円    | “ 500万円 “ 100円                                   |
| “ 100万円 “                                               | 500円    | “ 500万円超 500円                                    |
| “ 500万円 “                                               | 1,000円  | 6. 合併契約書 1,000円                                  |
| “ 1,000万円 “                                             | 2,000円  | 7. 定款（原本に限る） 1,000円                              |
| “ 5,000万円 “                                             | 5,000円  | 8. 継続的取引の基本となる契約書（たとえば代理店契約） 200円                |
| “ 1億円 “                                                 | 10,000円 | 9. 予貯金証書                                         |
| “ 1億円超 20,000円                                          |         | 10. 貨物引換証、倉庫証券など                                 |
| “ 1万円未満 非課税                                             |         | 11. 保険証券                                         |
| 2. 請負に関する契約書<br>記載金額のないもの                               | 20円     | 12. 信用状                                          |
| “ 100万円未満                                               | 20円     | 13. 信託行為の契約書                                     |
| “ 200万円以下 200円                                          |         | 14. 抵当権設定又は譲渡契約書等<br>および無体財産権の実施権等の<br>設定、譲渡の契約書 |
| “ 300万円 “ 500円                                          |         | 15. 債務保証の契約書（身元保証<br>を除く）                        |
| “ 500万円 “ 1,000円                                        |         | 16. 貸貸借、使用貸借の契約書                                 |
| “ 1,000万円 “ 2,000円                                      |         | 17. 委任状、委任契約書                                    |
| “ 5,000万円 “ 5,000円                                      |         | 18. 金銭、有価証券の寄託契約書                                |
| “ 1億円 “ 10,000円                                         |         | 19. 金銭、有価証券の譲渡契約書                                |
| “ 1億円超 20,000円                                          |         | 20. 債権譲渡、債務引受け契約書<br>（9号から20号まで） 20円             |
| “ 1万円未満 非課税                                             |         | 19号および20号は契約金額<br>1万円未満 非課税                      |
| 3. 約束手形、為替手形<br>手形金額20万円以下 20円                          |         | 21. 配当金領収証、配当金振込通<br>知書 20円                      |
| “ 30万円 “ 30円                                            |         | 配当金額3,000円未満 非課税                                 |
| “ 50万円 “ 50円                                            |         | 22. 金銭、有価証券の受取書 20円                              |
| “ 100万円 “ 100円                                          |         | 受取金額が1万円未満、および<br>営業に関しないもの 非課税                  |
| “ 200万円 “ 200円                                          |         | 23. 預金通帳、信託通帳、掛金通<br>帳、保険料通帳                     |
| “ 300万円 “ 300円                                          |         | 1年間の付込み 1冊 20円                                   |
| “ 500万円 “ 500円                                          |         | 24. 家賃、地代の通帳、請負通帳、<br>金銭貸借通帳など                   |
| “ 1,000万円 “ 1,000円                                      |         | 1年間の付込み 1冊 40円                                   |
| “ 5,000万円 “ 2,000円                                      |         | 25. 判取帳                                          |
| “ 5,000万円超 3,000円                                       |         | 1年間の付込み 1冊 400円                                  |
| 一覧払、金融機関相互<br>外貨表示、自由円表示<br>手形金額10万円未満 非課税              |         |                                                  |
| 4. 物品切手<br>券面金額記載なきもの 20円                               |         |                                                  |
| “ 1,000円以下 30円                                          |         |                                                  |
| “ 1,000円をこえるもの<br>1,000円またはその<br>端数ごとに 30円              |         |                                                  |

## 青少年の非行を防止

○いま「社会を明るくする運動」が展

○開かれています。みんなの力で、青

○少年を非行から守り、犯罪のない明

○るい社会をきずこうとするものです

昔から社会の三大悪とし  
て貧困、病氣、犯罪の三つ  
があげられています。貧困  
と病氣は、経済成長や社会  
福祉の充実などにより、だ  
まされるところか、か  
んさんと解決されつつあり  
ます。

しかし、犯罪だけは一向  
に減るようないやうすがあり  
ません。それどころか、か  
家庭教育ができないので、

えつてふえてきています。  
してみると、最近の犯罪  
はただ生活水準の向上とい  
うことだけでは解決されな  
いということになります。  
もつと他に原因があるの  
です。例えば  
①戦後の家庭では、モラル  
やしつけが欠け、こどもに  
対する統制力がないので、  
青少年を非行に追いやる責  
任が大人の側に大部分ある

②道徳や法を守ることを軽  
んずる社会風潮、ことに性  
道徳のたいはい。  
③不良な環境のはらん。  
④消費ブームや享樂的風潮  
⑤青少年の肉体と精神のア  
ンバランス。  
などが考えられます。  
ことに青少年、とりわけ  
学生、生徒の非行が目立つ  
ています。横浜保護観察所  
の統計では、少年事件は全  
体の七〇%をしめています  
このようなことから、  
青少年を非行に追いやる責  
任が大人の側に大部分ある  
ましよう。

青少年のしあわせのために  
●きがるにかけよう  
愛のひとこと！

愛のパトロール

■二宮町青少年問題協議会

社会を明るくする運動

7月  
31日



# 正しい歩行の励行運動

正しい横断、対面通行

踏切道での安全確認

歩行者の安全施設の整備

7月12日～31日

二宮町交通安全対策協議会

去る5月22日から31日までを期間として行なわれた春の全国交通安全運動は、みなさまの熱心な協力により多くの成果をあげることができました。

わずかに十日間でしたが、この期間中の事故発生状況は発生件数4、死者0、傷者4で、これを昨年同期と比較すると件数で5件、傷者では3名といずれも減り全体で半分に減少したことになります。

とくに、こんどの運動の大きな特色は、各方面の街頭進出が行なわれたことで警察官、安全協会、交通指導員はもち論ですが、区長、婦人会、学校教職員、PTA、母の会、町議会など、交通安全腕章をつけて

いまや交通安全問題はわたくしたちの生活の中で、1日も忘れることのできない大事となってきました。

事故は半減



春の全国交通安全運動  
5月28日一斉街頭視察をする  
町議会議員と区長さん

## 運動の状況

啓発作戦を展開しました。

なかでも、町議会は5月22日早朝七時から全員が、

国道一号线、県道、町道等の交通要所に立つて、つぶさに交通の現状を視察し、町民の交通安全に対する施設等の対策について検討を行ないました。

## 施設の対策

こうした各方面の交通安全運動推進の結果、施設等対策関係の指摘事項をとりまとめますと次のようになります。

①横断歩道橋 南口駅入口前は早期着工、下町塩海橋附近にも設置する。  
②歩道(側道)橋 国道の塩海橋、吾妻橋、押切橋、灯台橋は巾が道路より狭いので、歩行者の安全を守るため横に歩道橋をつける。

③踏切 秦野踏切には歩行者及び自転車用の側道をつける。また、踏切警手小屋そばのガードレールを約一米さげて、道路巾を広くする。内原踏切は東側(ホーム側)にも側道をつけ、歩行者の安全をはかると共に北側をすみ切りして、ガードレールを設ける。

田線、獅子岩線を同様三〇キロ米に制限する。北口ゆたか寿司屋前三道路に一時停止規制をする。④その他 秦野県道入口信号機の登下校時に於ける秒時調整、古沢印刷所前四ツ角及びその他横断歩道の設置、また、駐車禁止、無謀運転等の取締りの強化。

## 今後の課題

このように関係者の懸命な努力によつて、交通安全に対する盛りあがり、次第に高まってきましたが実際に街頭に進出した状況によれば、まだまだ町民一般の方の、例えば右側を歩くと、横断歩道を渡ると、ごく基本的なことが守られていないようです。

⑤街路照明 藤田電機製作所前から塩海橋附近まで約四〇〇米の区間、梅沢吾妻橋から東側約一五〇米の区間、また越地釜野入口附近等に街路照明の設置。  
⑥カーブミラー 北口通り末広亭寿司店角、中里金目計三方前、中里児童館横、小竹線入口、団地入口にカーブミラーを設置し、車両通行の安全をはかる。  
⑦側溝 秦野県道園芸試験場前から一色境までの側溝ぶたの不備な箇所の整備、また塩海橋北側の側溝のかさあげをし通行の安全をはかる。  
⑧交通規制 秦野県道入口から団地入口まで約二〇〇〇米の区間を最高時速四〇キロ米に、町道内原線、原

また、学童にしても登下校の際は非常によいが、一たん家に帰ると、守らないとか、中学生の自転車通学でも左側を一行に走らなければいけないのに、二列三列になつて話しながら乗っているとか、いろいろ問題は多くあるようです。

七月の歴史  
★明治二三年 第一回衆議院議員選挙施行。  
★安政三年(一八五六) 米国総領事ハリス、下田に着任。  
★昭和一六年 国鉄、関門トンネル開通。延べ三四七万人の人がこの工事に従事した。  
★万延元年(一八六〇) 江戸幕府が日本で初めて種痘を江戸町民に行なつた。  
★慶応四年(一八六八) 江戸を東京と改称。鳥丸光徳を府知事に任命した。

季節だより

七月とふづき

七月の和名を「ふづき」といいます。文月(ふみづき)が縮まつて、「ふづき」と呼ばれたとしていますが、なぜ七月が「文」に関係があるのでしょうか。

奥義抄という日本の古い書物によると「織女にかすとして書をひらく故に文月」とありまた、中国では七月七日に曝書をする行事が行なわれたことが日本に伝わつて、この月を文月と呼んだともいわれています。







## 海水浴のシーズン

7月2日にプール開く

### プール 入場料

|     | 大人  | 小人  |
|-----|-----|-----|
| 入場料 | 五〇円 | 一〇円 |

これから暑い真夏に向つて、海水浴のシーズンです。待望の町営プールと海水浴場開きも、去る二日行なわれた。夏休みになるとカツパどもの天国となることでしょう。

しかし、水難事故を起こさないよう十分注意して、楽しい夏を過ごしてください。

町の人口増はすさまじい。もち論、団地入居が主な原因ですが、それにしても昨年一年間の人口増加率が、県下第一位とは。

県の統計資料によると、41年中の二宮町に於ける人口増加状況は、転入してきた人三二二、転出した人一二〇六でその差一九一六人が増加、また出生が二五七人、死亡が六四人で、自

### 町の人口

## 増加率は県最高

今年は、もう千人も

然増はその差一九三人、合計二一〇九人が昨年一年間に増えたことになりました。これを人口増加率にする

と一三、七五%で、神奈川県下第一位ということになります。

今年になつても増加数は衰えず、この一月から五月までの間に約一〇〇〇人ふえ、六月一日現在では一万八二五九人となつています。これを35年の人口と比較

### 町別の人口と増加状況

|      | 42年5月1日 | 41年中増加数 | 41年中増加率 |
|------|---------|---------|---------|
| 座間町  | 36,223  | 3,657   | 11.87   |
| 伊勢原町 | 34,894  | 1,580   | 4.84    |
| 海老名町 | 34,520  | 3,512   | 11.87   |
| 大磯町  | 25,351  | 292     | 1.17    |
| 南足柄町 | 24,954  | 1,038   | 4.43    |
| 箱根町  | 23,570  | 133     | 0.61    |
| 湯河原町 | 23,091  | 353     | 1.56    |
| 葉山町  | 18,391  | 371     | 2.08    |
| 二宮町  | 18,116  | 2,109   | 13.75   |
| 寒川町  | 17,694  | 660     | 4.02    |
| 愛川町  | 15,250  | 181     | 1.22    |
| 山北町  | 15,009  | △176    | △1.16   |
| 綾瀬町  | 14,961  | 1,536   | 11.93   |
| 久井町  | 13,822  | 166     | 1.22    |
| 津田町  | 11,781  | 131     | 1.13    |
| 松鶴町  | 10,292  | 93      | 0.91    |
| 真藤町  | 8,455   | △39     | △0.46   |
| 相模湖町 | 8,246   | 88      | 1.09    |
| 大井町  | 7,358   | 193     | 2.70    |
| 城山町  | 7,127   | △51     | △0.70   |
| 橘町   | 6,858   | △4      | △0.06   |
| 開成町  | 6,221   | 104     | 1.72    |
| 中井町  | 5,661   | △1      | △0.02   |

(県統計資料による、△は減少を示す)

### 電話回線を増設



団地入居も六月一日現在八七八世帯で予定数のやつと半分ですから、まだここ数年、人口増は激しい傾向をたどるでしょう。

現在ご使用になつて回線を、新しいケーブルに切りかえる工事も行ないます。その際は、もちろん事前に電話でご連絡しますが、ご不便をおかけすることがあるかもしれませんので、あらかじめご協力くださるようお願いいたします。

工事の予定は

七月上旬 原田方面

〃 中旬 下町〃

〃 八月上旬 梅沢〃

〃 中旬 山西〃

このようになつていますが多少変更があつた場合はご了承ください。

〇工事監督者：電々公社神奈川電気通信部

〇施工業者：日興電気工業株式会社

〇事務所：二宮六二四

電話(一六一八)

この工事は六月上旬から始められ、九月までには完成する予定ですが、その間

★明治四五年 明治天皇崩御、大正と改元。

### 七月の園芸

庭木の手入れをして夏の準備をしよう。

つゆあけで、新しい技もかたまつたので、ヒバサクラ、マサキ、ドウダンツツジなどの生垣の伸びすぎを刈りこんで、夏越しをさせるとよい。

また、この時期にツバキ、サザンカ、マサキ、クチナシなど昨年の枝との境目で切つてダンゴざしをするとよくつく。

いよいよ真夏、池の手入れ、日よけ棚の整備など、少しでも涼しい気分を出すための心がけが大切でありましょう。

### 七月のくらし

夏まけを防ぐ栄養食を考えましょう。

夏はからだの動きが自由で活動的になりますし暑さに抵抗するためエネルギーの消費も多い。その対策として、まずビタミンAとかBを十分とることが肝心です。こい色をした野菜類、トマト、ピーマン、かぼちゃ、枝豆などたくさん食べましょう。油でいためたらいっそう効果的です。レバー、牛乳、卵などおいにけつこうです。



広報メモ



青年会が

海岸を美化

最近、海岸の汚れは目に  
あまる状態で、過去数年来  
の美化運動も形無しです。

この二日青年会(会長川  
口南海男)は、会員約六〇  
人を動員、二班に分かれて  
下浜から梅沢までの海岸を  
美化清掃し、見違えるよう  
にきれいにしました。

また長寿会でも近く海岸  
の清掃を行なう計画をして  
います。いづれにしてもこ  
うした団体の奉仕に対して

わたくしたちは二宮海岸を  
いつもきれいに、美しくし  
ておきたいものです。

商工会長に

柳川賢二氏

町商工会は去る7月27日  
42年度の総会を開催し、小  
林安蔵前会長の後任に柳川  
賢二氏を選出しました。柳  
川氏は現町消防団長の要職  
にもあり、かつては町議会  
副議長の経験もあり、今後  
の町商工界の発展に手腕を  
発揮されることでしょう。

社会教育

委員が決る

現在町には社会教育関係  
の団体は十一あるが、これ  
らの団体を通じて社会教育  
の振興を計る四十二年度の  
委員十三名が決まりました  
社会教育委員 所 属  
井上 甚太郎(小学校長)

技能士証の

交付始まる

神奈川県では、こんど技  
能検定に合格した人に対し  
技能士証(身分証明書にか  
わるもの)を交付します。  
この技能士証は技能検定の  
合格者が常時携帯して、技  
能士としての誇りと自覚を  
もつていただくとともに、  
社会一般の技能士に対する  
認識と評価を高めるために

町職員募集

種 一般職  
期 7月15日-25日  
格 高卒以上  
資 ~25才まで

※ 詳細は町総務課まで

神奈川県知事が交付するも  
のです。  
該当者は技能士証の交付  
を受けましょう。

平塚公共職業安定所  
飯庁舎に移転

- 期 日 6月19日から来年  
2月頃まで
- 場 所 平塚市風松町2番  
10号(職安南隣)

住みよい  
郷土を  
つくる



郵便貯金

●みなさまからお預かり  
した郵便貯金は、3兆  
円、町や村、公社、公  
団、公庫などに貸し出  
され、住みよい町づく  
りに大きな働きをして  
います

二宮郵便局  
二宮一色郵便局

／納税は銀行 郵便局  
税務署 の窓口で早  
目にすませましょう  
／納税は便利な「振替  
納税」でしましょう  
／くわしいことは 納  
税貯蓄組合係へ ご  
相談してください

所得税1期分の納期

7月1日~31日まで

■ 平塚税務署 TEL(22)1400